

消印、割印はしないでください

収入印紙  
2,300円



○字抹消  
○字追加

訂正を行った場合は申請書に使用したものと  
印を用いて訂正します。

無線局 登録 申請書  
包括登録

年号 ※年 ※月 ※日  
提出年月日を記入

関東、東海、関西…管轄の総合通信局長に宛てます。

\*\* 総合通信局長 殿

申請者 住所  
ふりがな

氏名又は名称  
ふりがな

代理人 住所  
ふりがな

氏名又は名称  
ふりがな

住所（法人の場合は本店住所）  
氏名（名称又は商号）  
法人又は団体は、代表者の役職名及び氏名

法人の場合は代表取締役の印  
任意団体の場合は代表者の印  
個人の場合は個人印（自筆の場合押印省略可）




代理人が提出する場合のみ記入・押印  
(委任状が必要です)

下記の無線局の登録を受けたいので、電波法第27条の18第2項 の規定により別紙の書類を添えて申請します。  
~~電波法第27条の29第2項~~

記

1 無線設備の規格	デジタル簡易無線局
2 無線設備の設置場所 若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全国の陸上及び日本周辺海域
3 周波数及び空中線電力	351.2MHz~351.38125MHzまでの6.25KHz間隔の30波 5 W  但しDJ-DP10を個別登録申請する時は: 351.2MHz~351.38125MHzまでの6.25KHz間隔の30波 1 W
4 備考	総合通信局からの問い合わせがあった時に、平日日中に対応できるコンタクト先: 氏名: (法人の場合は部署名と氏名) 電話番号:

		※整理番号		記入不要	
1 無線局の種別コード	CR				
2 運用開始の予定期日	年号 年 月 日 例えば1か月後に納車される車に積む、など予定が分かっている場合は記載。でなければ、申請日から2週間程度後の日付を記載します。	3 希望する免許の有効期間	記載しなければ既定の5年で登録されます。		
4 開設の目的	簡易な業務				
5 無線設備の常置場所	フリガナ				
	都道府県-市区町村 コード [ ]	申請者の住所、またはいつも無線機を置いておく場所を記載します。下記をご参照ください。			
6 無線設備の工事設計の内容	これらの番号は無線機本体背面に貼られたラベルに表示されています。				
識別符号	2***** CSMと書かれた、2から始まる9ケタの番号	適合表示無線設備の番号	 技適マークの横に書かれている001-P*****のような数字とアルファベットの組み合わせ番号	製造番号	無線機背面、化粧箱、保証書に書かれたT***** M***** のような番号
空中線の利得	記入不要	指向方向	記入不要		
7 備考					

### ※ 無線設備の常置場所について

例のような場合は下記のような判断になりそうです。念のため総合通信局に正しい書き方の問い合わせをされることをお勧めします。「総合通信局」で検索、管轄の通信局を選び、トップページの「お問い合わせ」から「簡易無線」の連絡先を参照します。近畿総合通信局は陸上第三課 06-6942-8563 となっていますが、デジタル簡易無線「登録局」については06-6942-8562に連絡してください、とのことでした。

- ・大阪市内に住んでいるが、車載型無線機を和歌山県のマリーナに係留しているボートに固定設置する。  
申請者住所（電波利用料の告知書の送り先）は大阪、常置場所は和歌山、連絡先は自分、申請は近畿総合通信局長宛。  
※ 普段は自宅ガレージにある車に積んでいて、ボートに乗る時だけ積み替え、帰りはまた車に積むような場合は常置場所も自宅です。
- ・大阪市内に住んでいるが、ハンディ無線機は実家の有る岡山県で猟期にしか使わないので、実家に置きっぱなしにする。  
実家の家族は無線機の事は何も分からない。  
申請者住所（電波利用料の告知書の送り先）は大阪、常置場所は岡山、連絡先は自分、申請は中国総合通信局長宛。  
※ 個別登録の場合、登録申請は実際に無線機が置かれている場所の通信局長あてに申請してください、とのこと。